

日本スポーツ法学会第一回大会
基調講演

日本スポーツ法学会第一回大会
基調講演

日本スポーツ法学会第一回大会
基調講演

日本スポーツ法学会第一回大会
基調講演

第13回 大会

大会報告

「スポーツにおける法の下の平等」

講演が行われた。

まず初めに、井上教授は、文化

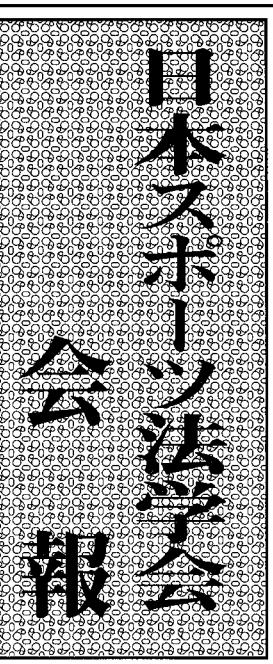
としてのスポーツのとらえ方について問題提起された。文化一般の事象は、一方では国家からの自律した社会活動である私的領域のと

そして、文化としてのスポーツをとらえる場合にも、従来固有の領域として考えられてきたスポーツに国家法がどのように関わるかを考えていいく必要があることを示された。

次に、スポーツにおける平等について、憲法・基本権原則としての平等保障と差別の禁止に関する公的領域としての側面の二面性を持つこと、さらには法との関係で言うと国家法の不平等の諸次元」と題する基調

介入と文化固有法の尊重の課題が混在していることが指摘された。

他方、競技団体間での不平等に



第27号

発行人 菅原哲朗
編集人 小林真理
日本スポーツ法学会事務局
〒190-0015 東京都立川市泉町九三五番地
電話 042-1540-1092
FAX 042-1540-1089

総合スポーツ研究所内
二三六一三〇一

異取扱いの程度の問題)について解説され、それらがスポーツとどのように関わるのかを検討された。そして、特に競技ルールにおける不平等の観点と競技団体間での不平等の観点から検討された。

スポーツとは、人間の肉体的能力による競技者の序列化を本質的内容とするものであり、競技者・競技チーム間の不平等がそもそもスポーツの内容であり、スポーツ競技の内容に平等の要請を持ち込むことはナンセンスであること、競技の内容に平等の要請を持ち込むことを理由に介入することはできず、文化・スポーツ競技の内容に對する国家の中立性が要請されることを主張された。また、競技ルールにおける不合理な差別があるかどうか、それをどのように判定するかの問題については、個人の自立的な領域に属するスポーツ競技における競技内容については競技主体による自己理解に基づく部分があり、スポーツ固有法との関係をよく考える必要性があること

については、公的助成における競技団体間の不平等の問題と文化・スポーツ保護における国家の中立性の原則について言及された。特にヨーロッパを中心として一九七〇年以降スポーツの保護を憲法に定め、国家によるスポーツの助成が義務化される動きが生じているが、このようなスポーツの憲法化は、スポーツの国家化を意味するものではなく、補充性の原理に基づくものであり、スポーツ団体からの要請に依存して助成・援助を行おうとするものであることを指摘された。また、ドイツでは助成の実施主体を国家の下位に位置する自治体レベルにもたせることで、公的責任主体を多元化することを行い、スポーツの助成及び保護の実質を公正・中立に維持するためのしくみとしていることが報告された。

さらに、スポーツ団体と個人の関係における平等について、特に競技団体の規律・協約における平等の観点と憲法・基本権としての平等原則の適用の可否の観点から検討された。まず、性別、障害

の有無、国籍などをめぐる競技団体のガバナンス及び参加資格における不平等・差別に関する現実の諸問題について解説された。しかし、国家とスポーツとの関係において国家は直接競技者とは向き合わない原則（部分社会論など）があり、スポーツ団体と個人との間（私人間）の不平等・差別の問題に対しても基づく介入は難しく必ずしも有効に対応できないことが指摘された。これに対しても、EU法は、基本的自由の保障について私人間にも適用を予定されれるものであり、競技への参加資格の制限、機会の不平等、男女、国籍による差別を禁止している状況があることが紹介された。

最後に、スポーツの領域において国内法に基づき実質的な平等を確保することについて述べられた。そして、実際に不平等や不当で不合理な差別がスポーツの領域において認められる場合には積極的にそれを解消したり、何らかの保護を国家法に基づいて対応する必要があること、しかし、そのたまにはスポーツという社会・文化

の有無、国籍などをめぐる競技団体のガバナンス及び参加資格における不平等・差別に関する現実の諸問題について解説された。しかし、国家とスポーツとの関係において国家は直接競技者とは向き合わない原則（部分社会論など）があり、スポーツ団体と個人との間（私人間）の不平等・差別の問題に対しても基づく介入は難しく必ずしも有効に対応できないことが指摘された。これに対しても、EU法は、基本的自由の保障について私人間にも適用を予定されれるものであり、競技への参加資格の制限、機会の不平等、男女、国籍による差別を禁止している状況があることが紹介された。

井上教授のご講演は、文化としてのスポーツと国家法の関わりを平等の視点から捉え直そうとするものであり、スポーツにおける平等に関するさまざまな次元の問題等に関するさまざまな次元の問題について検討する。また、国家法と固有法の関係の問題を議論の基本軸として検討している点では、スポーツ法学全体に通じる重要な論点そのものを提示して頂いたのではないかと考える。

井上教授のご講演は、文化としてのスポーツと国家法の関わりを平等の視点から捉え直そうとするものであり、スポーツにおける平等に関するさまざまな次元の問題等に関するさまざまな次元の問題について検討する。また、国家法と固有法の関係の問題を議論の基本軸として検討している点では、スポーツ法学全体に通じる重要な論点そのものを提示して頂いたのではないかと考える。

（齊藤健司 記）

シンポジウム

（東亜大学）、井上洋一会員（奈良

女子大学）の司会のもと、まず、「スポーツにおける法の下の平等」を共通テーマに辻田宏会員（高知大学）から「市民スポーツに見るスポーツ権の実際と課題」として、高知県等のスポーツクラブに関する現状が紹介され、スポーツ組織を自律的かつ計画的に運営できる指導者やクラブ員の育成の必要性に加えて、スポーツ組織が自ら政策提案あるいは政策関与能力を高めていくことの必要性が強調された。次に、「障害者スポーツ」というスポーツはあるのか？」のテーマでなされた田中信行氏（日本体育大学）報告では、障害者スポーツの現状がスライド等により詳細に紹介され、幼少期におけるスポーツ導入の遅れ、障害の人間に特化されたスポーツの有効性等に関する問題が提起され課題が明らかにされた。続いて「スポーツにおける朝鮮学校等に対する差別」と題する矢花公平氏（弁護士）報告では、全国高体連によるいわゆる朝鮮高級学校差別事件についてその経緯が明らかにされると同時に、高体連との比較におけ

る他の組織の対応、各種学校への助成金の状況、一条校に関する国および旧文部省の対応の歴史に触れられ、国際人権規約（A・B規約）および日本国憲法の観点から朝鮮高級学校の高体連加盟認証と高校野球への参加の実現が主張された。また、その後の討論では、フロアからの質問とともに意見が活発に交わされ、スポーツ文化の成熟の過程でその根幹となるスポーツの機会均等への関心の強さが伺われた。なお、各報告の詳細については二二月発行の年報第一二号を参照されたい。

自由研究

成熟の過程でその根幹となるスポーツ文化の活発に交わされ、スポーツ文化の一つの機会均等への関心の強さが伺われた。なお、各報告の詳細については一二月発行の年報第一二号を参照されたい。

公平性と透明性も問題を取り上げた。次に神谷宗之介（弁護士）による「スポーツ選手の資金調達手段」では、企業がスポーツを支える風土の衰退やテニスクラブである「チーム自由が丘」の運営事例が紹介された。そして、塩野谷明（長岡技術科学大学）は「生命科学・倫理及び関連法に基づくアンドリーピング啓蒙プログラムの概要設計」において、ネット上で薬

いて、同法成立の過程で直面した具体的な諸課題を明らかにした。

る他の組織の対応、各種学校への助成金の状況、一條校に関する国および旧文部省の対応の歴史に触れられ、国際人権規約（A・B規約）および日本国憲法の観点から朝鮮高級学校の高体連加盟認証と高校野球への参加の実現が主張された。また、その後の討論では、フロアからの質問とともに意見が摘した。次に、石井信輝（東亜大学）による「ハイレベルスポーツ」による「ハイレベルスポーツ」では、独占権をめぐるスポーツ」として、斎藤健司（筑波大学）は「フランスにおける一九八九年ドーピング法の成立過程に関する研究」において、齊藤健司（筑波大学）は「フランスにおける一九八九年ドーピング法の成立過程に関する研究」においての言及がなされた。そして、斎藤健司（筑波大学）は「フランスにおける一九八九年ドーピング法の成立過程に関する研究」において、斎藤健司（筑波大学）は「フランスにおける一九八九年ドーピング法の成立過程に関する研究」においての言及がなされた。そして、斎藤健司（筑波大学）は「フランスにおける一九八九年ドーピング法の成立過程に関する研究」において、斎藤健司（筑波大学）は「フランスにおける一九八九年ドーピング法の成立過程に関する研究」においての言及がなされた。

二〇〇五年一月二日から一月六日に韓国で開催されたアジアスポーツ法学会に開催国の韓国の研究者をはじめ中国と日本の研究発表をされる研究者の方に混じり一般参加させていただいた。ソウル市郊外にあるソウル大学の湖巖教授会館という立派なゲストハウスを会場に盛大に行われた。大会のプログラムはアジアスポーツ法学会の創立会議をはじめ、各国のスポーツ法をめぐる現状報告、さらにスポーツ産業の法的環境、スポーツ契約、スポーツ紛争など五つの分科会に分かれて

アジアスポーツ法学会開催

研究発表が行われた。 昨今、韓国、日本および中国においては、スポーツ選手が、海外移籍して活躍する状況が進んでいる。日本へは中国や韓国から優秀な中学生、高校生選手がスポーツ留学して活躍する状況もある。それぞれの国におけるスポーツに関する契約や保障については、各國間での取り組み方には大きな差もあることは問題も抱えていることだ。スポーツに関する国際的な理解のためにこの会議を通して情報交換、交流を深めることは意義深いことだと感じた。

一方、会議の運営に関しては、並々ならぬ準備作業があつたと推察する。

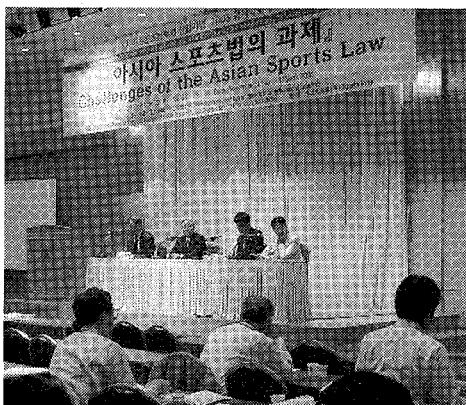
（中村柳吉 訳）

により二〇〇五年度会計報告・事業報告が行われ、満場一致で承認された。さらに統いて二〇〇六年度予算案と事業計画案が示され、これも満場一致で承認された。二〇〇六年度事業計画案においては、とくに新しい取り組みとして、浦川道太郎会員を中心[newline]に新しい専門研究委員会を立ち上げること

事前に発表者が提出した論文は、母国語とともにそれらを韓国語や中国語にあるいは英語に翻訳されてプロシーディングスが作られた。この論文集は大會直前に完成したとのことで、翻訳および編集作業は膨大なものだったに違いない。総ページ数は八三二ページもおよぶ。また会議や研究発表では、韓國の大学で法学を教える教授の先生方が座長や通訳として、その都度日本語や中国語に通訳して進行していくだけだ。単純に考えても三倍の時間がかかる訳だが、近い隣の国々でありながら、アジアにおける国際会議での言葉の問題ということが大きいと感じさせられた。韓国の法学研究者の先生方は、日本語あるいは中国語の堪能な方が多く、今回の発表や討論の通訳を献身的に担当してくださった。そのお陰で学会が成功に導かれた。また日本から参加した尚美学園大学の崔光日先生には日本語・韓国語・中国語へ通訳をしていただき、息つく暇もないほど三ヶ国語に完璧に通訳していただいた。あらためてこの場を借りて感謝申し上げたい。

次期開催国は二〇〇八年北京オリンピックの中国。次回の成功を祈念して韓国スポーツ法学会会長の延基榮先生と中国代表の陳岩女史が交わした乾杯が今も胸に残っている。

(水沢利栄 記)



一月三日～五日まで、韓国ソウル大学において開催されました設立会議に、法律の門外漢であるにもかかわらず参加させていただきました。菅原先生から教えていただきまで、分科会での討論者に名前が載つてることをまったく知らずおりましたので大変驚きました。分科会（行政関係）の始まる前には、発表者の方から事前に質問内容を教えてほしいというお話をありました。内容の把握ができるおらずご要望にお答えすることができませんでした。淑大生の通訳（感謝あるのみ）を聞くことで精一杯でしたが、前日に早稲田大学法科大学院の浦川先生から「スポーツ産業振興のための法的課題」という冊子を頂戴していたことが大変役に立ち、何とか質問をすることができたのですが、時間の制約があり十分な回答をいただけなかつたのが残念でした。

二〇〇五年一一月二六日（土）午後一時から上智大学一〇号館講堂において、本学会ほかの後援のもと、第二回スポーツ仲裁シンポジウムが開催されました。

今回は、二つのセッションが設定され、第一に「アンチ・ドーピングの現在」、第二に「スポーツ団体のガバナンス」であった。

第一セッションは、小幡純子氏（上智大学）を司会に、ます、浅川伸氏（財）日本アンチ・ドーピング機構事務局次長）からドーピング問題に対する取り組みについて、WADAの活動や我が国の取り組みなどに関する報告があつた。続いて、安松幹展氏（立教大学）からアメリカの高校生のドーピング事例についての紹介が行われた。

次に、長崎宏子氏（競泳、元オリンピック日本代表）と為末大氏（陸上、アテネ日本代表）が、選手の立場からドーピング問題について意見を述べら

した。天候にも恵まれ、著名な先生方からたくさんの知識を吸収できたり、楽しく過ごさせていただきました。こういう機会がありましたらぜひ参加させていただきたいと思います。紙面を

お借りしまして参加されました先生方に厚くお礼申し上げます。いろいろお世話になりました。ありがとうございました。

(今福保一 記)

第一回スポーツ仲裁シンポジウム報告

第一セッションは、小幡純子氏（上智大学）を司会に、ます、浅川伸氏（財）日本アンチ・ドーピング機構事務局次長）からドーピング問題に対する取り組みについて、WADAの活動や我が国の取り組みなどに関する報告があつた。続いて、安松幹展氏（立教大学）からアメリカの高校生のドーピング事例についての紹介が行われた。次に、長崎宏子氏（競泳、元オリンピック日本代表）と為末大氏（陸上、アテネ日本代表）が、選手の立場からドーピング問題について意見を述べられた。

まず、司会から、スポーツ団体のガバナンスに関連して、①スポーツ団体は選手に対する情報提供や、決定手続の透明性・合理性についての意識が少し不足しているのではないか、②日本代表選手を選考することの重要性や公益性に対する意識が不足しているのではないか

ないか、という仮説が提示された。

その後、仮説に対する意見も含めて各パネラーから「選手の意識の高まりや社会の変化にスポーツ団体がついていくべき」(荻原氏)、「日本はもうとスポーツの地位向上に真剣に取り組むべき」(早田氏)、「スポーツ団体のガバナンスはスポーツの文化的発展の一部として考えるべきで、競技者、愛好者の権利を擁護する立場に立つて組織としての自立性が必要である」(鈴木氏)といった発言がなされた。また、松尾氏は、まず現在の学校スポーツ、企業スポーツ、NPO、総合型地域ス

ポーツクラブなどの活動状況についてデータを提示した上で、「様々な形態のスポーツクラブ運営のように新しい動きがあるが、そのことによって既存の団体とのガバナンス関係も難しくなつていている」と述べられた。

昨年の第一回と比べて参加者が大幅に減少したように思える。その原因がなぜかは分からぬが、JSAへの申立が少ないと関連があるのである。いすれにせよ、国際基準での団体のガバナンスが求められているのは確かである。

(森 浩寿 記)

ジュニアスポーツオーラム報告

二〇〇六年度の「ジュニアスポーツの育成と安全・安心フォーラム」(財團法人日本体育協会・日本スポーツ団体・日本スポーツ少年団、財団法人日本スポーツ安全協会、日本スポーツ法学会主催)は、二月五日(日)に広島市リーガロイヤルホテルを会場にして開催された。

基調講演は、村田光範和洋女子大学大学院教授が「成長期のスポーツ活動について考える? ジュニアスポーツ期のスポーツ指導・支援にあたって安全とは何か」と題して行い、その後、「事故を未然に防ぐ指導者の心構え」をテーマとしたシンポジウムを行った。

村田教授は、日本人は外国人(白人)

がつとめ、シンポジストに基調講演をした村田教授を含め、藤田信之シシメックス女子陸上競技部監督、本学会会員酒井俊皓弁護士が参加して行われた。また、本フォーラムに先立ちジュニアスポーツ契約等研究専門委員会の研究会が、一月二十五日(水)午後六時三〇分から早稲田大学九号館五階第一会議室で開催された。今回は、第一回目の研究会とすることもあり、スポーツ契約における研究対象と法的問題点はじめに、当研究会事務局担当の松本泰介会員から、スポーツ契約における研究対象と法的問題点について議論がなされた。

本泰介会員から、スポーツ契約に関する契約については、大きく二つの分類が可能であり、①リーグ・競技団体内部のガバナンスに関する契約と、②スポーツ興行その他プロパティの利用に関する契約に分けられるのではないかとの指摘がなされた。

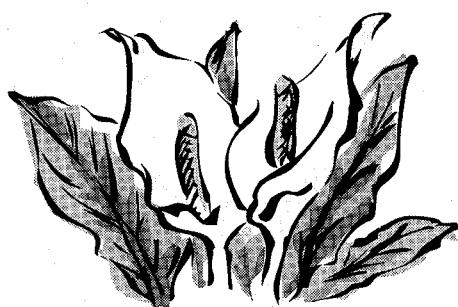
さらに、選手契約においては、公序良俗違反(民法)の問題や、独占禁止法違反(優越的地位の濫用、排他的条件付取引/拘束条件付取引、事業者団体による競争制限行為や不当な取引制限など)の問題が存在するとの解説がなされた。

次に、②スポーツ興行その他プロパ

ティの利用に関連する契約の具体例としては、i. リーグとリーグの契約関係(団体内規約)として、日本プロフェッショナル野球協約や、日本プロサッカーリーグ規約等が、ii. スポーツ選手と

アスリート法律アドバイザーシステムワーキンググループの会合が開かれ、望月浩一郎本学会副会長が「事故予防啓蒙の視点」として講演を行った。(入澤充記)

続いて行われたシンポジウムは、座長を柳田泰義神戸大学発達科学部教授



(2) 来年度の大会日程
来年度の一回大会は、二月一六
日(土)に開催することが確認され
た。会場は、早稲田大学国際会議場
で、浦川理事が会場予約関係を担当
する。

2、報告事項

(1) アジアスポーツ法学会の件

菅原会長より、無事に終了したこと
が報告された。
(2) 新研究会について
スポーツ契約等研究専門委員会(委
員長・浦川道太郎理事)が発足する
ことが確認された。
(3) 年報編集に関する件
年報第一号の刊行が報告された。

(4) デュニアスポーツフォーラムの件
二〇〇六年二月五日(日)に広島で
開催されることが報告された。

(5) その他

次回は、一月二八日(土)一四時開
催予定。

一〇〇六年 第一回

日時：二〇〇六年一月二八日(土)一
四時～

場所：岸記念体育会館スポーツマンク
ラブ

出席理事：菅原哲朗会長、望月浩一郎
副会長、小林真理事務局長、森川貞
夫

出席監事：日野一男

委任状提出：中村浩爾、萩原金美、濱
野吉生

議題

1、入退会の件

・入会申込が1件あつたが、書類不備
のため条件付承認とし、書類の再提
出を求めることが確認された。

2、年報に關して

・会則などに誤植があつた。
・執筆要領の改正が提案され、文言等
について若干の修正を行い、承認さ
れた。

3、今年度の予定

(1) 学会大会：二〇〇六年一二月一六
日(土)、早稲田大学国際会議場、テ
マ等未定。

(2) 夏期合同研究会：七月三日(土)、
会場未定(日本体育協会・理事監事
室を申込む予定)、内容未定。

(3) 研究専門委員会

・ADR研究専門委員会から、次回理
事会予定の四月八日に開催したい旨
が提案され、承認された。

・スポーツ契約等研究専門委員会は、
五月一三日(土)に開催予定。

・事故判例研究専門委員会は、土佐高
落雷事故の最高裁判決が出る予定で、
判決の内容によっては夏期合同研究
会で取り上げたい旨が提案された。

・現在のB版からA版へ、そしてたて
組から横組みに変更したらどうかと
いう意見がだされ、今後具体的に検
討して行くことが確認された。

4、会報について

5、その他

次回理事会は、四月八日(土)一四
時から、岸記念体育会館スポーツマン
クラブにて。

一〇〇六年 第二回

日時：二〇〇六年四月八日(土)一三
時三〇分～

場所：岸記念体育会館スポーツマンク
ラブ

出席理事：菅原哲朗会長、望月浩一郎
副会長、木林真理事務局長、萩原金
美、森川貞夫

委任状提出：井上洋一、小笠原正、諒
義

講題
訪伸夫、濱野吉生

1、入会の承認

以下の三名の入会が承認された。
・羅平(広島大学大学院教育学研究
科)

・島本忠司(株東急エージェンシー)

・一木孝之(國學院大學)
・一木孝之(國學院大學)

2、夏期合同研究会

・一木孝之(國學院大學)、吉川武(弁
護士)両先生の報告を予定。

3、学会大会

第一回：二〇〇六年一二月一六日
(土)

4、年報の編集

・テーマ「プロスポーツの法的環境」
基調講演、パネリストについては三
役で相談(浦川先生も含めて)

5、ニユースレター

第一回：二〇〇七年一二月一五日(土)開催
二〇〇七年一二月一五日(土)開催
で会場を確保することが確認された。

6、年報内容

・森川理事から、六月一日に編集委員
会開催予定との報告。

7、アジア法学会参加の感想

(1) A4版・横組への変更を検討。
(2) 揭載内容

8、夏期合同研究会関係

9、江東区人権講座の講師

齊藤健司会員に依頼(応諾)。

(2) 「日本スポーツマンクラブ会報」
掲載記事

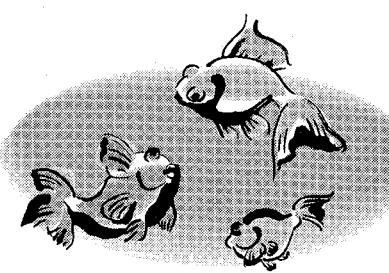
菅原会長「日本スポーツ仲裁機構の果たす役割」

(3) 次回日程の確認

七月二二日一一時三〇分(夏期)

合同研究会の前に、場所:スキー

ツマンクラブ)



夏期合同研究会

開催案内

七月二二日(土)午後一時半から、岸記念体育会館二階の(財)日本体育協会理事監事室において、二〇〇六年度の夏期合同研究会を開催します。今回は事故判例研究専門委員会からのご提案で、二〇〇六年三月の最高裁判決「土佐高校落雷事故」を、一本孝之先生(國學院大学)に、また二〇〇五年一一月に札幌地裁で判決が言い渡された「北海道網走南が丘高校ボート新人戦での溺水事故」を、本件原告代理人弁護士の吉川武先生にご報告いただきます。別紙の案内をお読みになつた上で、申し込みをお願いします。



第14回大会案内 テーマ「プロスポーツの法的環境」

一二月一六日(土)早稲田大学
国際会議場で開催

今年の大会は、一二月一六日(土)に早稲田大学国際会議場3階の会議室において開催をいたします。

全体テーマは「プロスポーツにおける法的環境」です。近年プロスポーツを巡っては、様々な法的問題が噴出しています。

実際にどのような問題があるのか、それをスポーツ法学研究の領域でどのように研究可能なのかを模索していきたいと思います。現在準備に取りかかっておりましたところであり詳細は未定ですが、皆様の積極的なご参加を心よりお待ちしております。なお、自由研究発表についても、積極的なご応募をお待ちしております。自由研究発表の申し込みについては、別紙をご確認ください。

◎新進気鋭の弁護士による初めてのスポーツ法体系書

スポーツ法

神谷宗之介[著]

A5判・240頁・定価2,520円

◎学习・実務に直結した教育六法の最新版

解説 教育六法 2006

解説教育六法編修委員会[編] B6判・1,216頁・定価2,625円

三省堂

〒101-8371 東京都千代田区三崎町2-22-14
TEL 03(3230)9572[編集] *税込価格

◆法令だけではない面白さ ◆スポーツ活動に関する情報満載まさに百科◆
通知・通達・競技団体規約・各種憲章・判例・仲裁判断等、様々な場面に

スポーツ六法 2006

【編集代表】小笠原正・塩野宏・松尾浩也

【編集委員】浦川道太郎/川井圭司/菅原哲朗/高橋雅夫/道垣内正人/濱野吉生/守能信次/森浩寿/吉田勝光 総976頁■本体2,850円(税別)

小笠原正/井上洋一/川井圭司/斎藤健司/飯島伸夫/濱野吉生/森浩寿

導入対話によるスポーツ法学

最新のスポーツ法学基本書 ■本体2,900円(税別) 発行:不動産

信山社

〒113-0033 東京都文京区本郷 6-2-9-102 東大正門前
TEL 03-3818-1019 FAX 03-3818-0344 E-mail:order@shinsansha.co.jp